仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	電－２	件　　名	青岸エネルギーセンターで使用する電力の調達

担当（回答）課	市民環境局環境部青岸清掃センター

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭２桁	①関西電力送配電株式会社です。 ②「０６」です。
2	現在の契約電力が５００ｋW以上で、仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出していただきますが可能ですか（根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます）。	契約電力は契約書及び仕様書のとおり３，０００ｋWです。
3	現在の契約電力（ｋW）と直近１２か月分の最大需要電力（ｋW）をご教示ください。 最大需要電力（ｋW）の実績が現在の契約電力（ｋW）を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力３，０００ｋWです。最大需要電力１，７１７ｋWです。超過している場合は契約書第７条（契約電力の変更）のとおりとします。
4	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますか。	契約書第７条（契約電力の変更）及び契約書第２条第２項（契約金額）のとおりとします。
5	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です）。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	契約書第７条（契約電力の変更）のとおりとします。

６	「蒸気タービン発電機」による電気は全量自家消費ですか。自家発補給電力、売電などのご契約は対応いたしかねます。	自家消費し、余剰電力は売却しております。
７	アンシラリーサービス料金の設定はございませんが、差し支えありませんか。	差し支えありません。
８	「今後経過措置対象外となった場合は協議により決定します」とありますが、何の経過措置により、何についての協議が発生し得るか、具体的にご教示いただけますか。	仕様書「Ⅱ仕様」（６）発電設備①蒸気タービン発電機（カ）アンシラリーサービス料金対象容量についてです。算定の変更等があった場合の仕様書記載容量の変更です。
９	現在の計量日をご教示ください。	毎月１日です。
１０	現在、分散検針の場合は契約切替時、1日供給開始ができかねます。現在の計量日での切替となりますが問題ございませんか。	契約書第９条（計量及び料金の算定）のとり毎月１日です。
１１	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	設置済です。
１２	入札書を郵送する際、弊社の標準的な封筒を使用するため、封筒の表面に弊社住所、商号が印字されております。表面にそのような印字があっても、失格とはなりませんか。 また、表面に印字があっても、裏面にゴム印等で弊社住所、商号を記載しておかなければならない認識で間違いありませんか。	表面に印字があっても失格にはなりません。印字があっても、「郵便入札における説明および注意事項」の封筒記入例のとおりの記載をお願いします。
１３	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づく、燃料費調整額（電源調達調整単価）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	入札については入札説明書「６入札方法」のとおりです。契約締結時については契約書第１０条（料金の算定方法及び請求）、第１３条（再生可能エネルギー発電促進賦課金、力率割引及び燃料費調整額）のとおりです。
１４	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	入札については入札説明書「６入札方法」のとおりです。契約締結時については契約書第１０条（料金の算定方法及び請求）のとおり燃料費調整額を加算することとなります。
１５	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。 ※開札日に、弊社よりお電話をいたしますので、落札者が弊社となったかお伺いできますか。	入札参加者には、開札日にＦＡＸにより入札結果を通知します。 入札日の翌日以降、和歌山市役所本庁舎１階 総務課（資料コーナー）または、和歌山市ホームページにおいて入札結果明細書を確認することができます。

１６	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第２位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約金額は、契約書第２条のとおり、消費税を含みます。請求時の算定方法は、契約書第１０条（料金の算定方法及び請求）のとおりです。
１７	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。	問題ありません。
１８	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書第２条第２項のとおり了承します。
１９	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。	了承します。
２０	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（１枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。	３施設から支払いを予定しております。事前通知は契約後協議により決定します。
２１	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	口座振込でのお支払いとなります。手数料については了承します。支払期日につきましては契約書第１１条（料金の支払）のとおりです。
２２	紙のご請求書発行について、弊社では毎月７営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますか（年度末でも同様）。 ※ＷＥＢご請求書は毎月最短５営業日で掲載いたします。	了承します。
２３	①紙の請求書の発行は必要ですか。ご請求書はＷＥＢ上のマイページよりご確認、ダウンロードいただけます。 ②紙のご請求書発行が必要な場合、発行手数料（３３０円）はお客様負担をお願いする場合がありますがご了承いただけますか。	①請求書は契約印押印の上、書面により通知してください。 ②負担は致しかねます。紙の請求書発行手数料等の諸経費については、入札金額に含めて応札してください。

２４	合算請求書の発行が必要な場合、各地点の個別のご請求書はマイページよりご覧いただくようお願いいたします。差し支えありませんか。	個別に請求願います。
２５	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	確認は了承しますが、請求書は契約印押印の上、書面により通知してください。
２６	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書第１２条（事情変更）に該当する場合、協議は可能です。
２７	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	落札者が契約書に記名押印し、提出するまでの期間を７日以内とします。延長を協議することは可能です。
２８	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札が可能な場合、以下ご教示ください。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の３０分値データをご共有いただけますか。 ④年度をまたぐ期間のご契約の場合、一部の単価が、年度により異なる設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	契約書案第１０条のとおり、市場連動プランには対応していません。